

静岡県立大学大学院研究科委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 25 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日、令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第9条第2項の規定による研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科担当の教授

2 委員会が必要と認めるときは、授業を担当する准教授、講師及び助教を加えることができる。

(所掌事項)

第3条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 研究科長候補者の選考に関する事項
- (2) 組織に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の入学、課程の修了及び学位に関する事項
- (5) 学生の身分に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 研究科長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の成立及び議決)

第5条 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員でない者に会議に出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第7条 委員会は、議事録を作成する。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。